

名古屋市告示第208号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 8年 4月24日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 あん摩・マッサージ

施 術 所 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
永ノ尾 和倫	名古屋市瑞穂区惣作町 2丁目16番地の 1	令和 8年 1月15日
永ノ尾 和倫		
あやとり鍼灸マッ サージ院	名古屋市天白区平針南四丁目 540番地	令和 8年 1月13日
加藤 綾乃		

2 はり・きゅう

施 術 所 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
近藤 弘人	名古屋市昭和区元宮町 5丁目 2番地	令和 8年 1月 1日
近藤 弘人		
永ノ尾 和倫	名古屋市瑞穂区惣作町 2丁目16番地 の 1	令和 8年 1月15日
永ノ尾 和倫		
あやとり鍼灸マッ サージ院	名古屋市天白区平針南四丁目 540番 地	令和 8年 1月13日
加藤 綾乃		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課